

○電気通信紛争処理委員会令（平成十三年政令第三百六十二号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（あつせんをしない場合等の通知）</p> <p>第六条 委員会は、電気通信事業法（以下「事業法」という。）第百五十四条第二項（事業法第百五十六条第一項及び第二項、第五十七條第二項、<u>第百五十七條の二第二項並びに第百五十七條の三第二項</u>、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七條の三十八第三項並びに放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）<u>第百四十二條第二項</u>において準用する場合を含む。）の規定によりあつせんをしないものとしたときは、当事者に対し、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、その旨を通知しなければならない。当事者間に合意が成立する見込みがない場合においてあつせんを打ち切ったときも、同様とする。</p> <p>（名簿の作成）</p> <p>第七条 委員会は、事業法第百五十五条第三項（事業法第百五十六条第一項及び第二項、<u>第百五十七條第四項、第百五十七條の二第四項並びに第百五十七條の三第四項</u>、電波法第二十七條の三十八第五項並びに放送法第百四十二条第四項において準用する場合を含む。第九条において同じ。）の規定による委員会の委員その他の職員の名簿を作成しなければならない。</p> <p>2 前項の名簿の記載事項は、総務省令で定める。</p> <p>（あつせん及び仲裁の申請手続）</p> <p>第十五条 事業法第百五十四条第一項（事業法第百五十六条第一項</p>	<p>（あつせんをしない場合等の通知）</p> <p>第六条 委員会は、電気通信事業法（以下「事業法」という。）第百五十四条第二項（事業法第百五十六条第一項及び第二項、<u>第百五十七條第二項並びに第百五十七條の二第二項</u>、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七條の三十八第三項並びに放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）<u>第百四十二條第二項</u>において準用する場合を含む。）の規定によりあつせんをしないものとしたときは、当事者に対し、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、その旨を通知しなければならない。当事者間に合意が成立する見込みがない場合においてあつせんを打ち切ったときも、同様とする。</p> <p>（名簿の作成）</p> <p>第七条 委員会は、事業法第百五十五条第三項（事業法第百五十六条第一項及び第二項、<u>第百五十七條第四項並びに第百五十七條の二第四項</u>、電波法第二十七條の三十八第五項並びに放送法第百四十二条第四項において準用する場合を含む。第九条において同じ。）の規定による委員会の委員その他の職員の名簿を作成しなければならない。</p> <p>2 （同上）</p> <p>（あつせん及び仲裁の申請手続）</p> <p>第十五条 事業法第百五十四条第一項（事業法第百五十六条第一項</p>

及び第二項において準用する場合を含む。)、第五百五十七條第一項、第五百五十七條の二第一項及び第五百五十七條の三第一項、電波法第二十七條の三十八第一項及び第二項並びに放送法第四百二十二條第一項の規定によるあつせん並びに事業法第一百五十五條第一項(事業法第一百五十六條第一項及び第二項において準用する場合を含む。)、第五百五十七條第三項、第五百五十七條の二第三項及び第五百五十七條の三第三項、電波法第二十七條の三十八第四項並びに放送法第四百二十二條第三項の規定による仲裁の申請書の様式その他申請手続について必要な事項は、総務省令で定める。

及び第二項において準用する場合を含む。)、第五百五十七條第一項及び第五百五十七條の二第一項、電波法第二十七條の三十八第一項及び第二項並びに放送法第四百二十二條第一項の規定によるあつせん並びに事業法第一百五十五條第一項(事業法第一百五十六條第一項及び第二項において準用する場合を含む。)、第五百五十七條第三項及び第五百五十七條の二第三項、電波法第二十七條の三十八第四項並びに放送法第四百二十二條第三項の規定による仲裁の申請書の様式その他申請手続について必要な事項は、総務省令で定める。